

### 3. 高齢者お達者プランの実績と概要について

- (1) 介護保険事業計画の実績について
- (2) 高齢者福祉計画の実績について
- (3) 第 6 期計画の取組みについて



加賀市健康福祉部長寿課

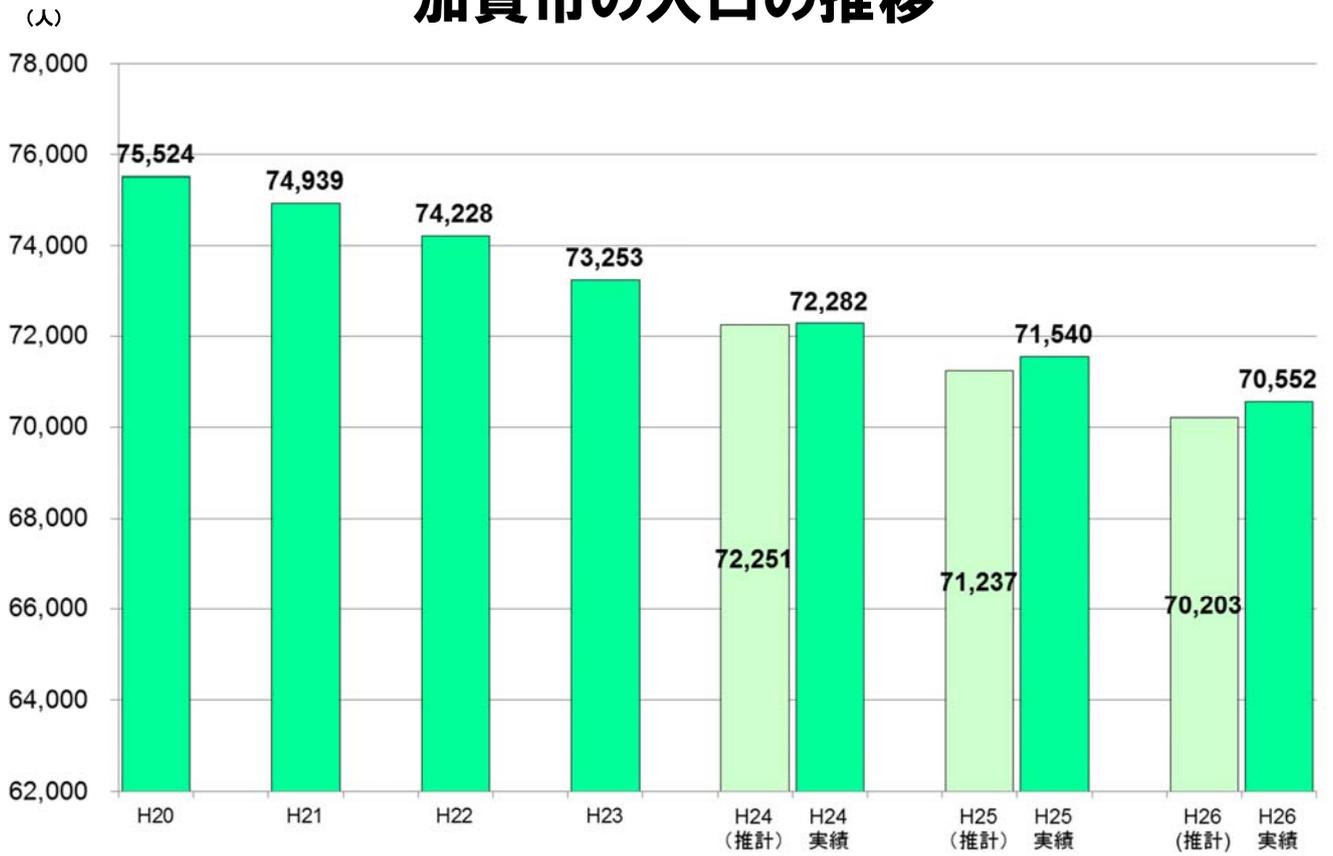
平成 27 年 6 月 25 日



## **(1) 介護保険事業計画の実績について**



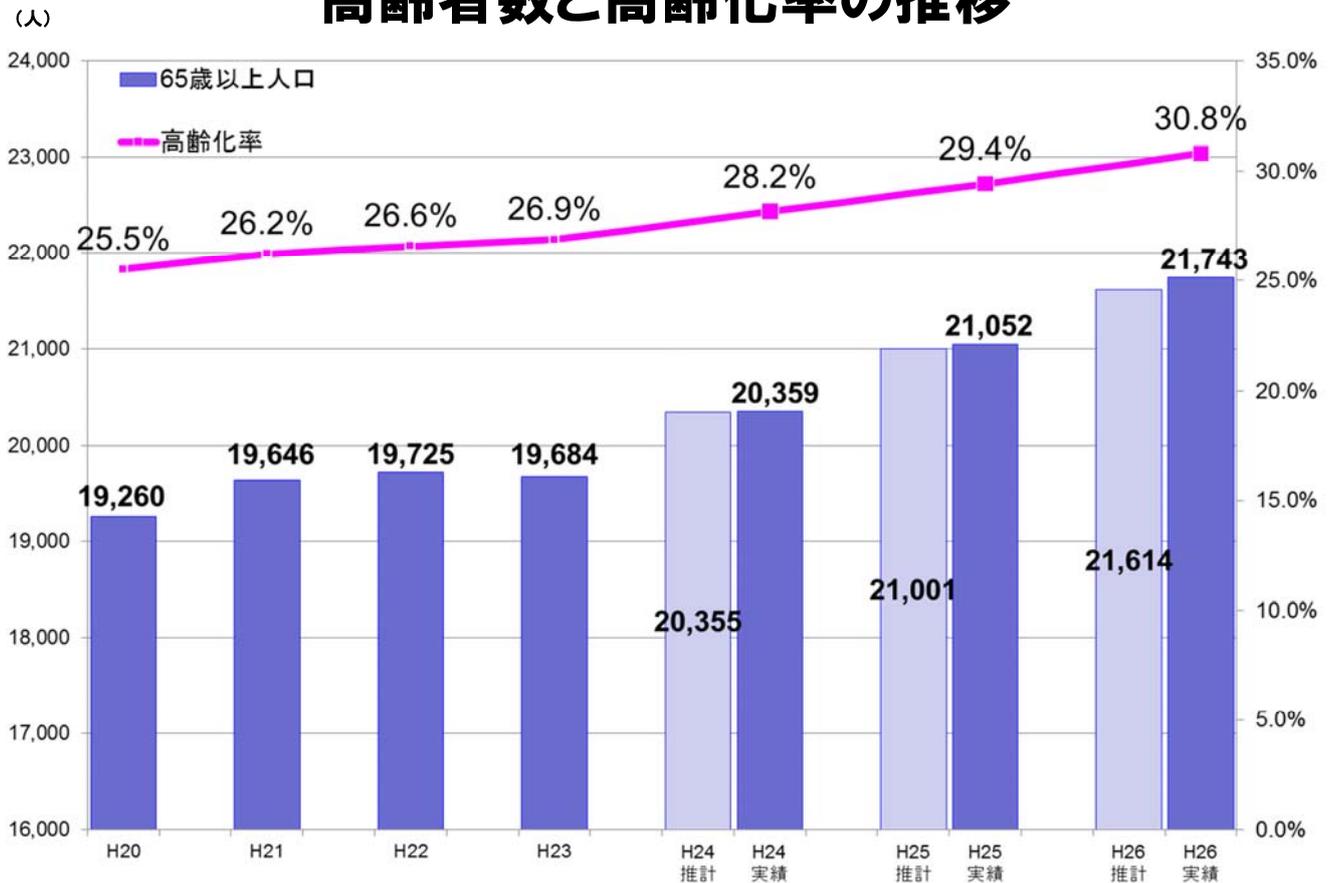
# 加賀市の人口の推移



( 外国人を含む )

(各年度10月1日現在)

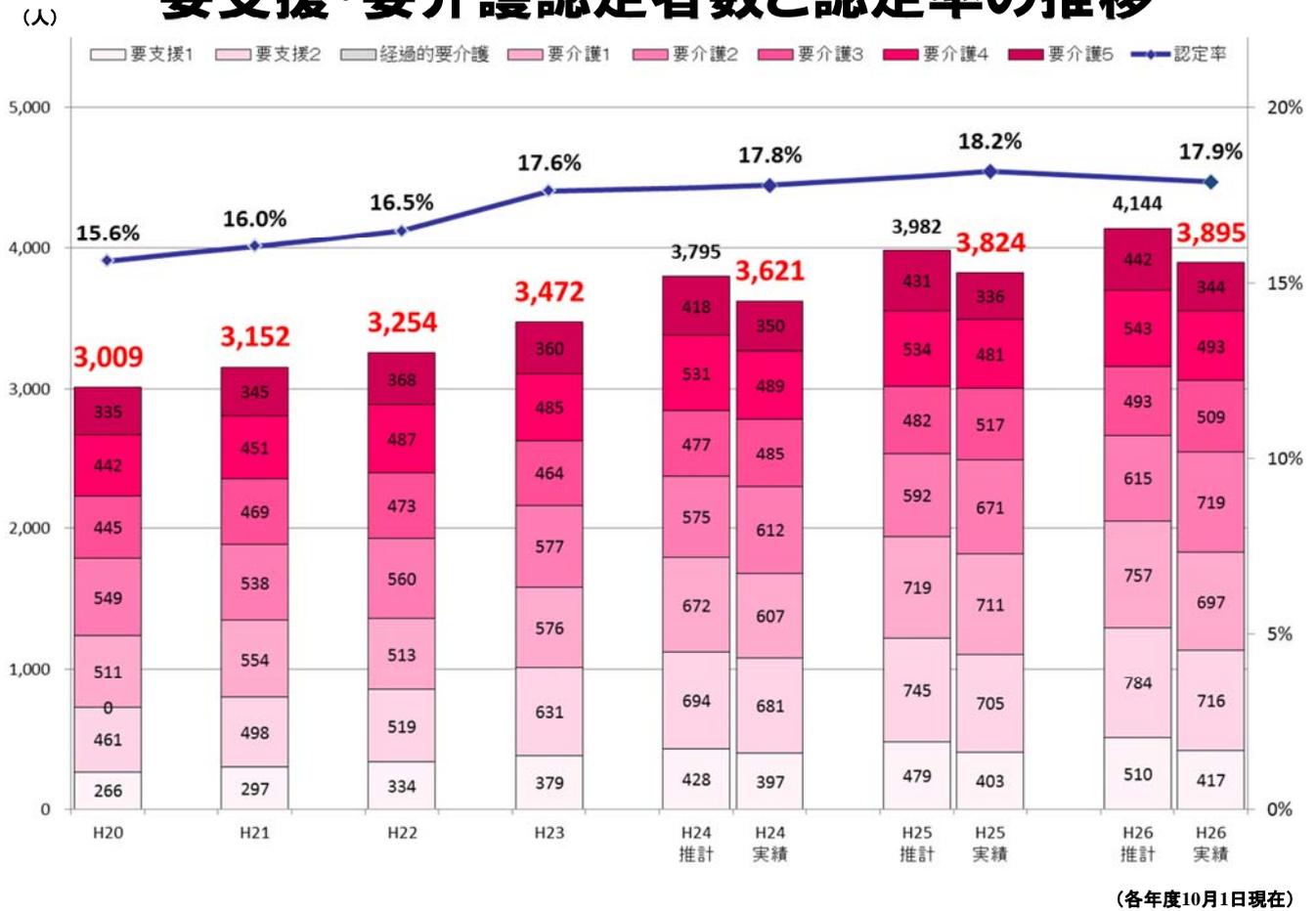
# 高齢者数と高齢化率の推移



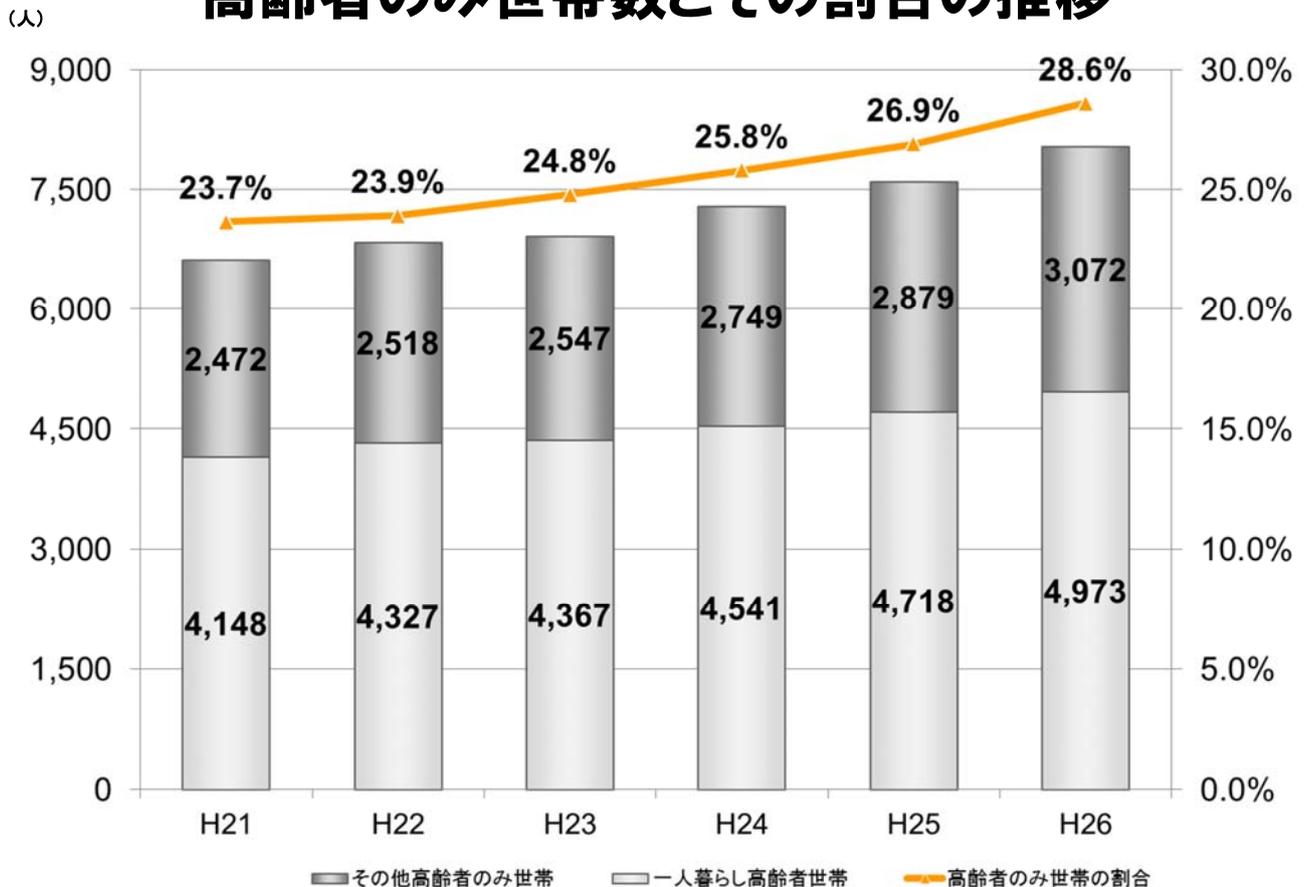
( 外国人を含む )

(各年度10月1日現在)

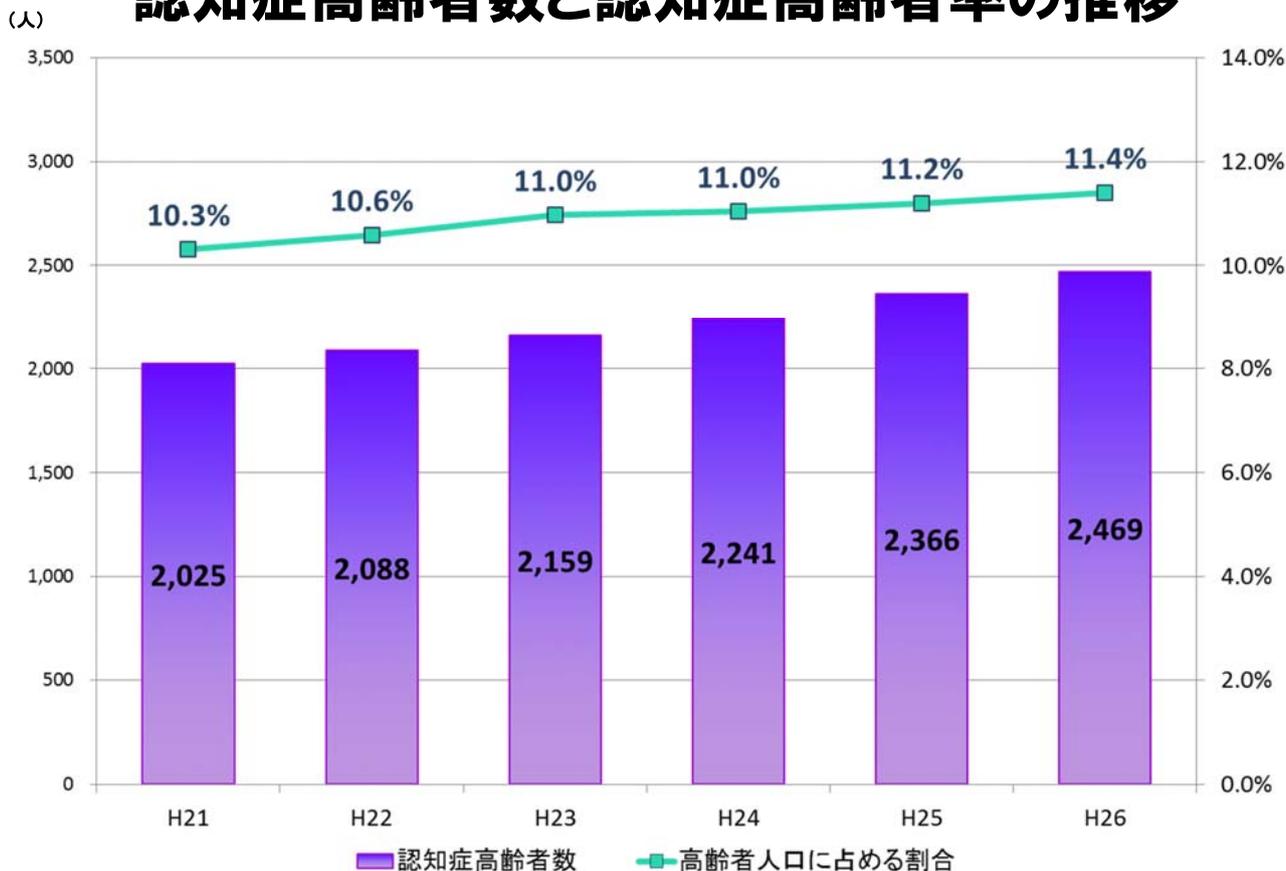
# 要支援・要介護認定者数と認定率の推移



# 高齢者のみ世帯数とその割合の推移



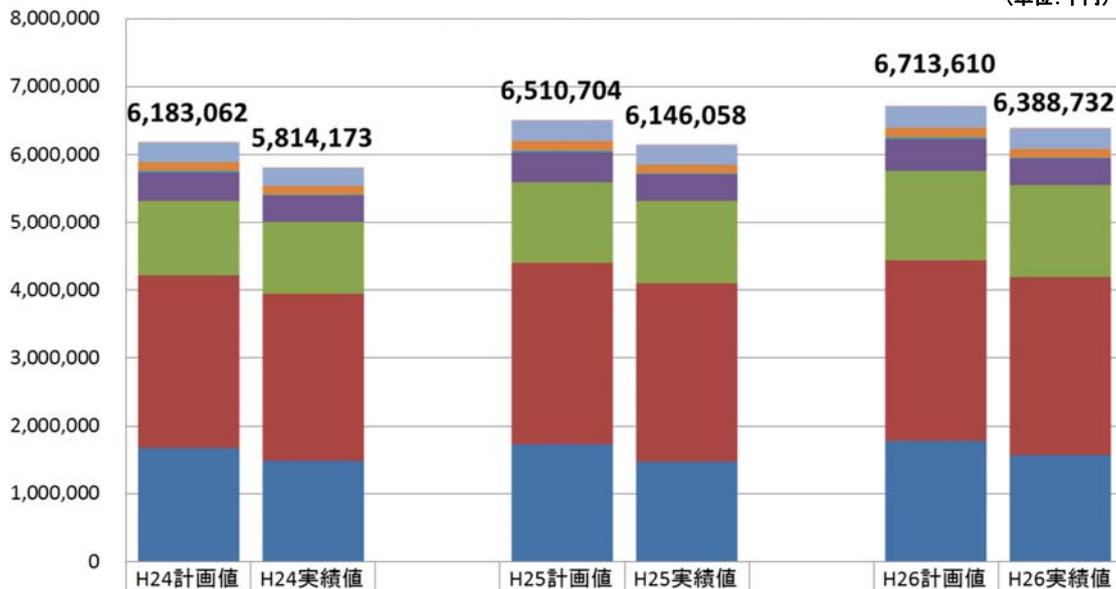
# 認知症高齢者数と認知症高齢者率の推移



要介護認定調査における認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ以上の人数(各年度10月1日現在)

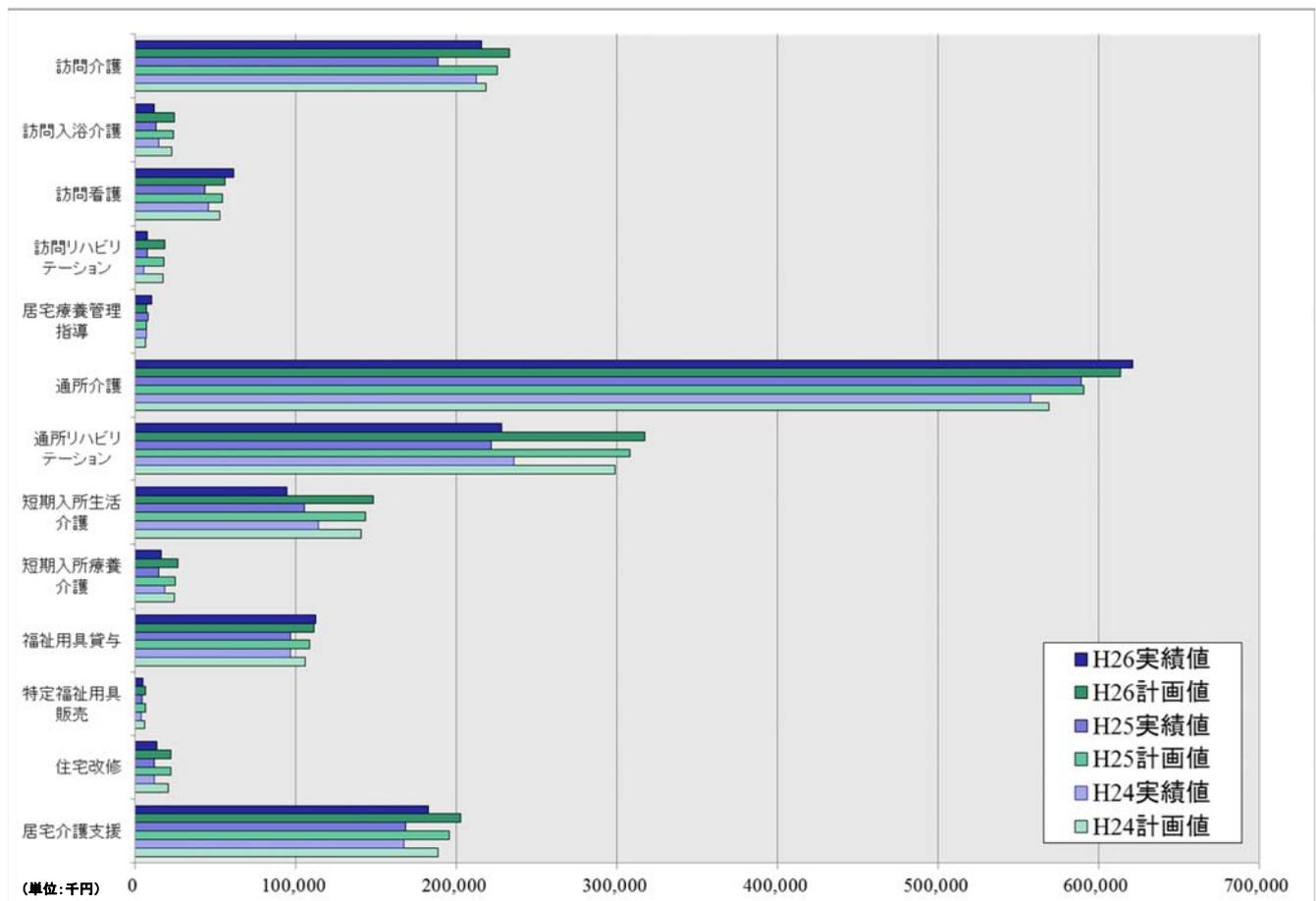
## 第5期介護保険事業費(計画値と実績値の比較)

(単位:千円)



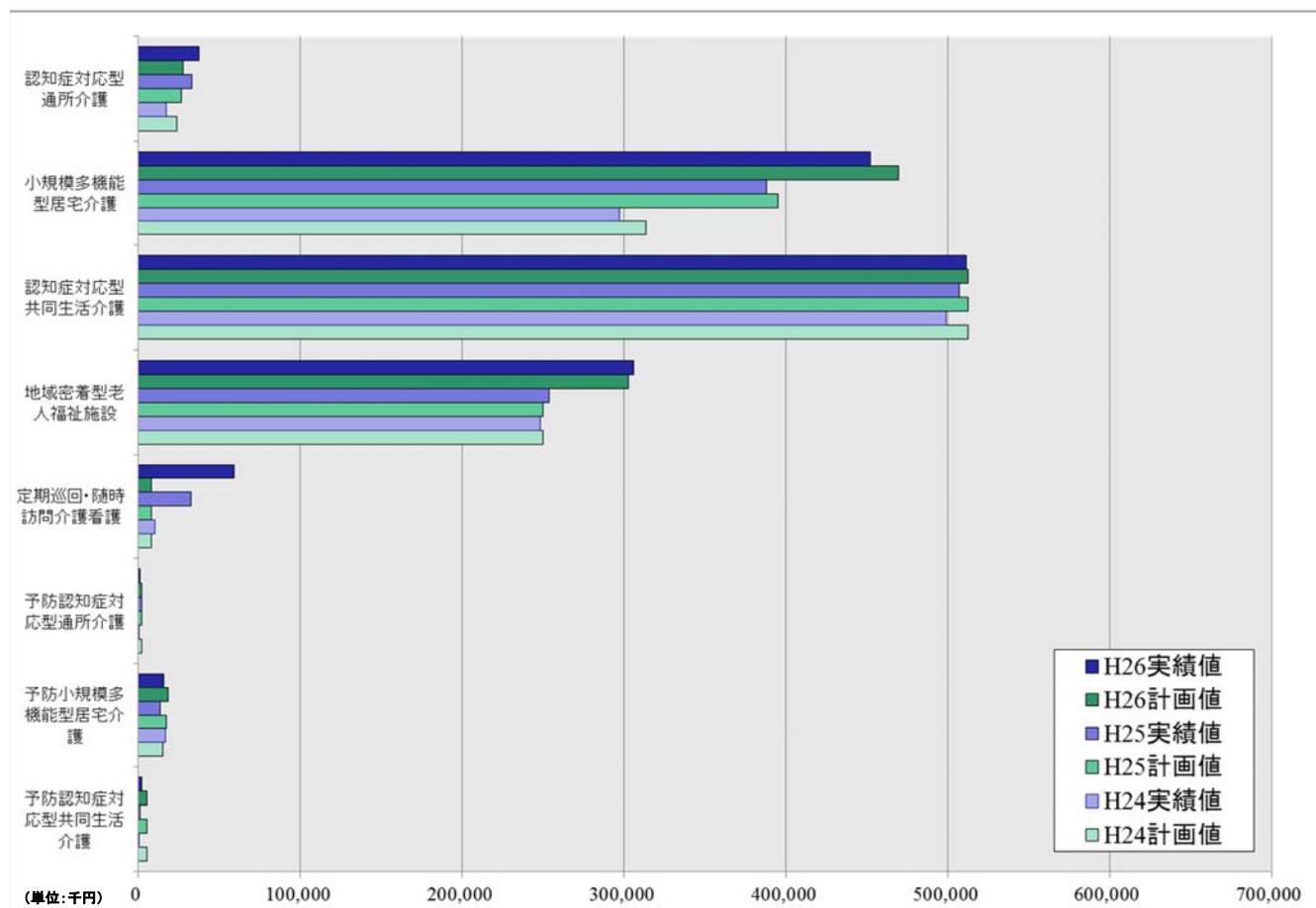
	H24計画値	H24実績値	H25計画値	H25実績値	H26計画値	H26実績値
■ その他	8,322	8,630	8,600	5,360	8,877	4,640
■ 特定入所者サービス費	287,563	270,762	302,873	293,951	307,248	296,399
■ 高額介護サービス費等	132,296	122,304	137,613	127,140	139,800	132,928
■ 介護予防地域密着型サービス	22,253	17,415	24,893	16,868	25,709	18,446
■ 介護予防居宅サービス	412,984	382,926	446,040	387,763	472,124	383,049
■ 地域密着型サービス	1,107,916	1,071,851	1,192,259	1,214,324	1,320,359	1,365,577
■ 施設サービス	2,540,292	2,450,434	2,671,826	2,629,039	2,652,250	2,608,804
■ 居宅サービス	1,671,436	1,489,851	1,726,600	1,471,613	1,787,243	1,578,890
計	6,183,062	5,814,173	6,510,704	6,146,058	6,713,610	6,388,732

## 第5期計画期間(H24~26)における介護給付費の推計と実績【居宅サービス】



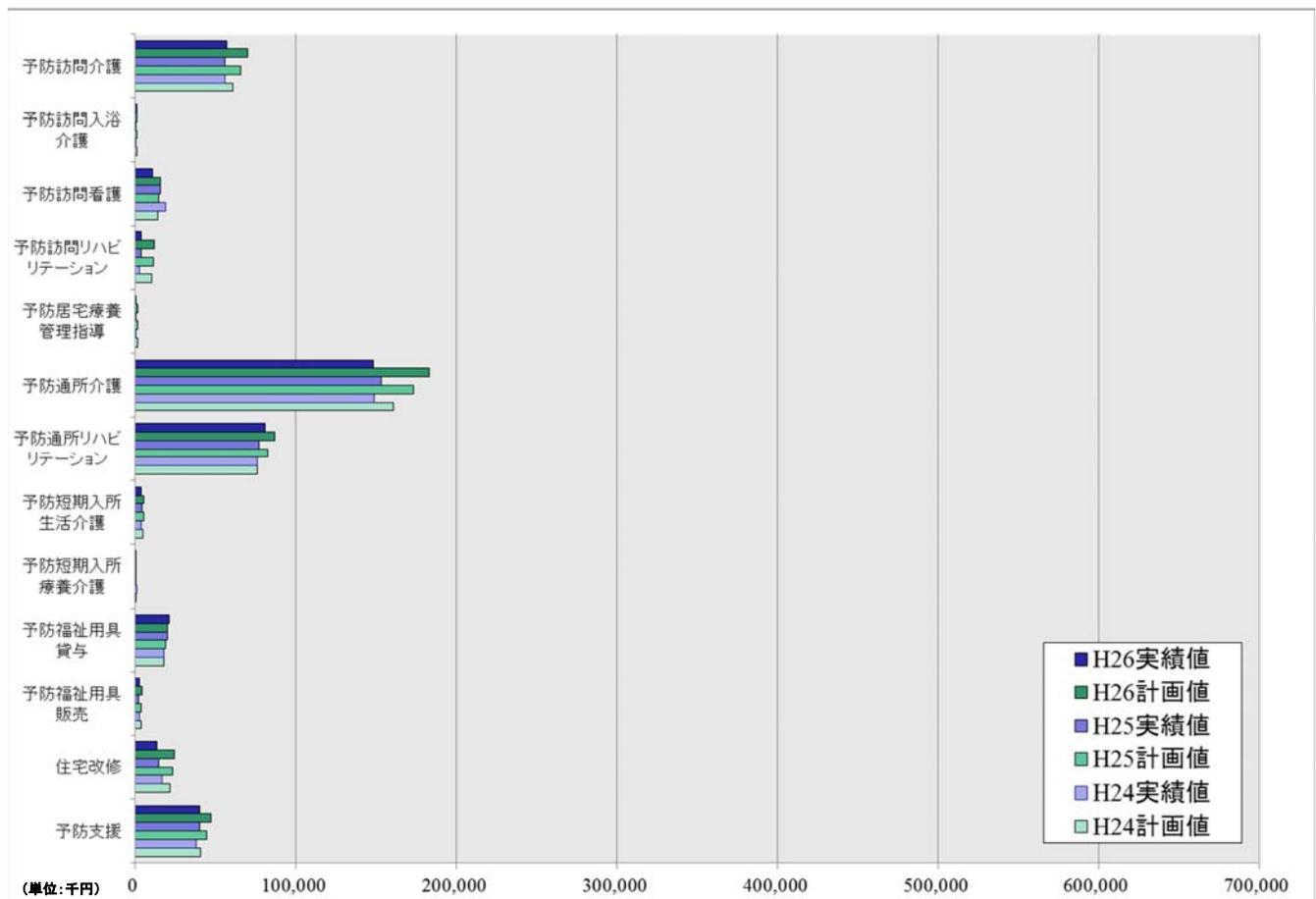
居宅サービス	H24年度		H25年度		H26年度	
	計画(推計)	実績	計画(推計)	実績	計画(推計)	実績
訪問介護	218,615	212,336	225,260	188,536	233,239	215,474
訪問入浴介護	22,757	14,487	23,676	12,754	24,479	11,716
訪問看護	52,468	45,729	54,207	43,436	56,100	61,102
訪問リハビリテーション	17,155	5,158	17,580	7,543	18,476	7,698
居宅療養管理指導	6,653	7,156	6,870	7,914	7,123	10,024
通所介護	568,741	557,610	590,528	589,024	613,705	620,944
通所リハビリテーション	298,962	235,733	307,882	221,573	317,145	228,453
短期入所生活介護	140,661	114,120	143,560	105,459	148,207	94,349
短期入所療養介護	24,390	18,277	24,696	14,657	26,313	16,029
福祉用具貸与	106,037	96,776	108,475	96,437	111,388	112,452
特定福祉用具販売	5,861	3,629	6,260	4,367	6,260	4,761
住宅改修	20,724	11,721	22,259	11,748	22,259	13,293
居宅介護支援	188,412	167,120	195,347	168,163	202,549	182,596

## 第5期計画期間(H24~26)における介護給付費の推計と実績【密着型サービス】



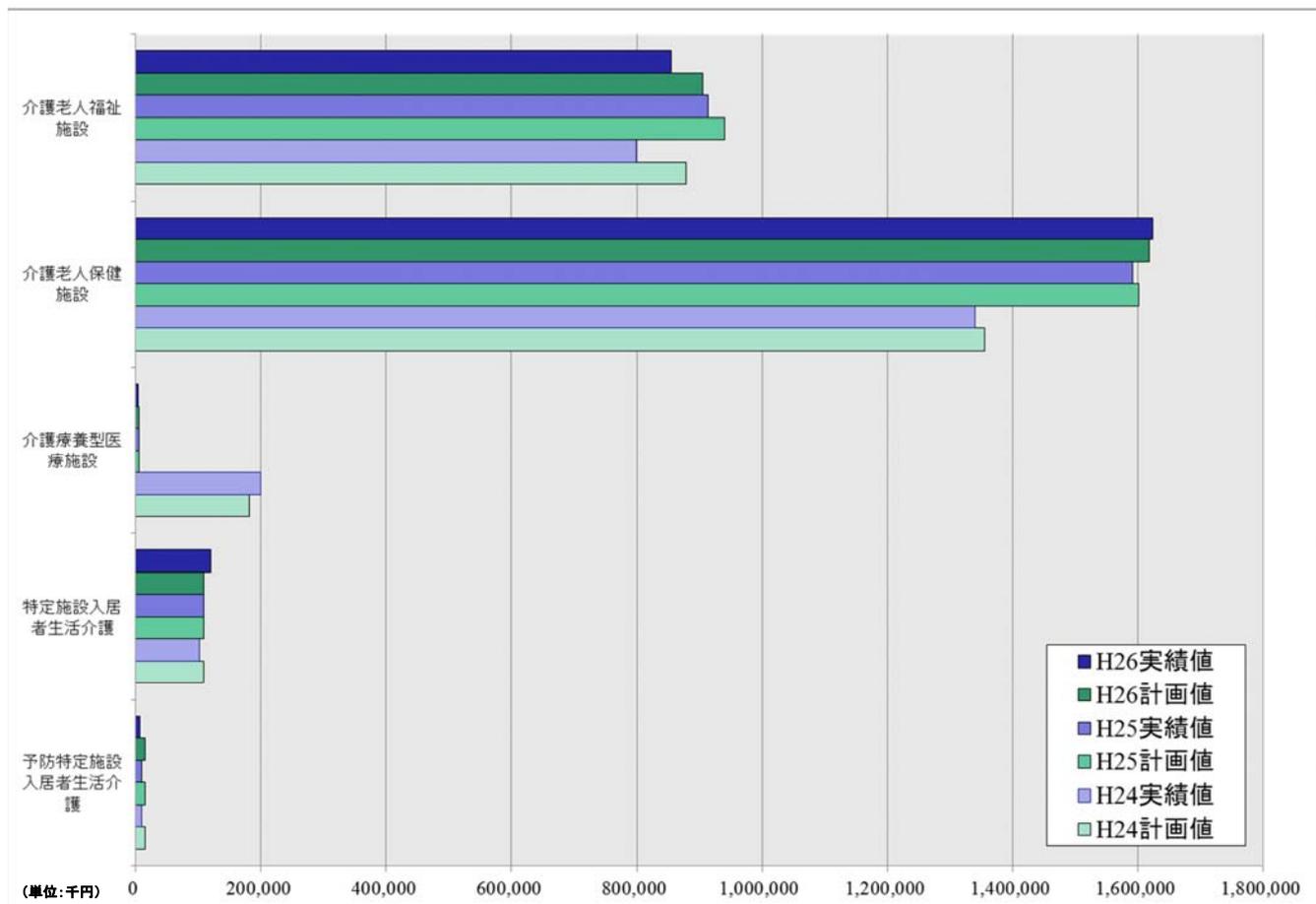
地域密着型サービス (介護・予防)	H24年度		H25年度		H26年度	
	計画(推計)	実績	計画(推計)	実績	計画(推計)	実績
認知症対応型通所介護	24,062	17,154	26,554	33,100	27,396	37,480
小規模多機能型居宅介護	313,455	297,028	395,306	388,118	333,347	452,327
認知症対応型共同生活介護	512,361	498,859	512,361	506,902	512,361	511,134
地域密着型老人福祉施設	249,764	248,421	249,764	253,688	302,795	305,711
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,274	10,389	8,274	32,517	8,274	58,925
予防認知症対応型通所介護	1,822	702	1,822	2,084	1,822	1,114
予防小規模多機能型居宅介護	14,860	16,690	17,500	13,627	18,316	15,449
予防認知症対応型共同生活介護	5,571	23	5,571	1,156	5,571	1,883

## 第5期計画期間(H24~26)における介護給付費の推計と実績【予防在宅サービス】



予防在宅サービス	H24年度		H25年度		H26年度	
	計画(推計)	実績	計画(推計)	実績	計画(推計)	実績
予防訪問介護	60,559	55,752	65,793	56,090	69,765	56,973
予防訪問入浴介護	976	593	976	97	976	739
予防訪問看護	13,786	18,677	14,704	15,880	15,690	10,711
予防訪問リハビリテーション	10,212	2,667	11,271	3,491	11,781	3,586
予防在宅療養管理指導	1,327	636	1,419	686	1,521	457
予防通所介護	160,542	148,885	173,287	153,028	183,323	148,230
予防通所リハビリテーション	76,234	75,931	82,370	76,955	87,056	81,044
予防短期入所生活介護	5,045	3,707	5,274	4,295	5,503	3,902
予防短期入所療養介護	310	775	310	610	310	297
予防福祉用具貸与	17,696	18,008	19,117	19,814	20,237	20,916
予防福祉用具販売	3,722	2,658	3,964	2,307	4,278	2,440
住宅改修	21,775	16,522	23,201	14,611	24,627	13,684
予防支援	40,800	38,117	44,354	39,899	47,057	40,070

## 第5期計画期間(H24~26)における介護給付費の推計と実績【施設サービス】



施設サービス	H24年度		H25年度		H26年度	
	計画(推計)	実績	計画(推計)	実績	計画(推計)	実績
介護老人福祉施設	878,782	799,292	940,967	914,202	905,382	854,416
介護老人保健施設	1,356,150	1,339,739	1,602,056	1,591,850	1,618,065	1,623,530
介護療養型医療施設	181,285	198,958	4,728	4,651	4,728	4,582
特定施設入居者生活介護	108,768	102,388	108,768	108,264	108,768	119,930
予防特定施設入居者生活介護	15,307	10,056	15,307	10,071	15,307	6,345

計画値と実績値の差  
(第5期の積算)

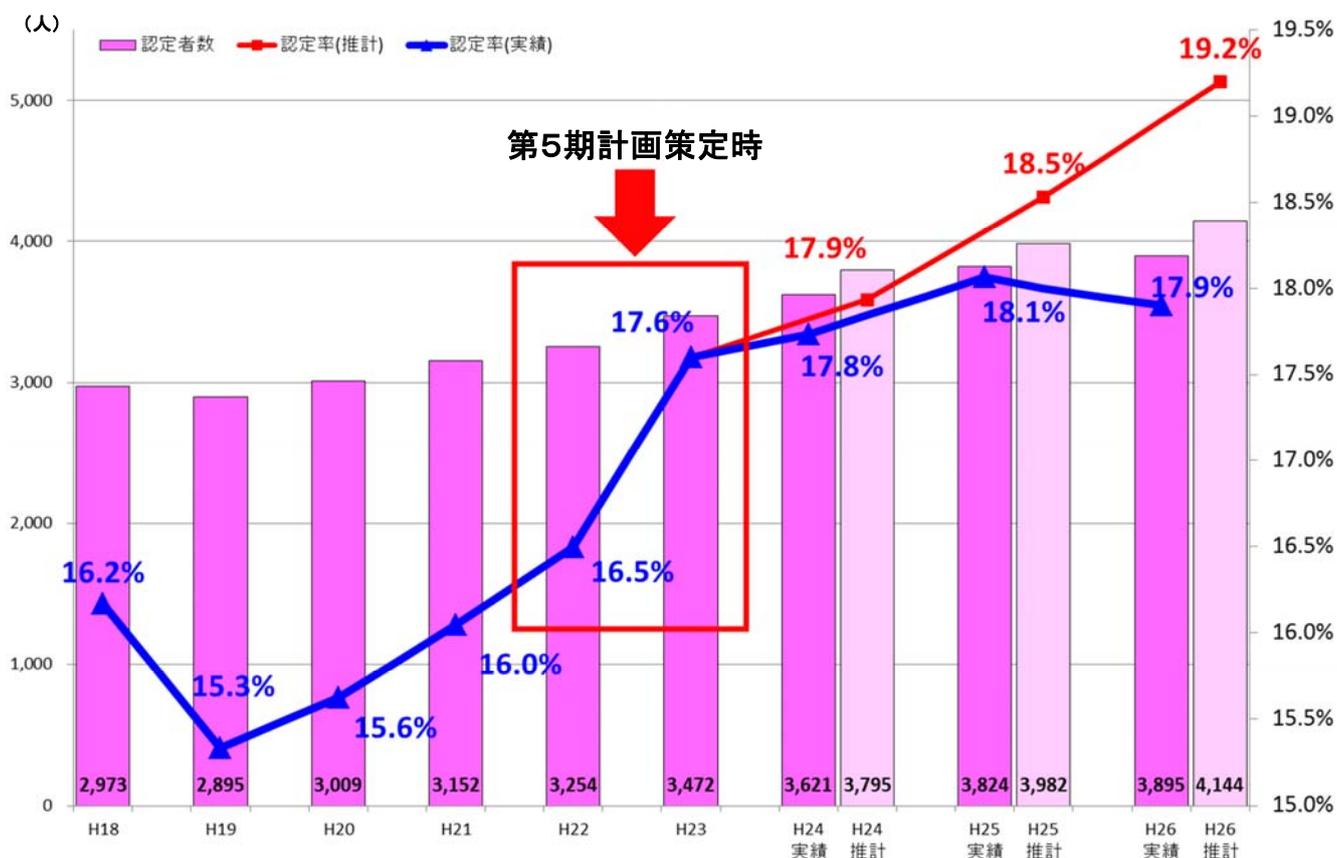
	給付費 (単位:千円)			利用者数 (単位:人)			利用回数 (単位:回)		
	推計	実績	差	推計	実績	差	推計	実績	差
<b>■居宅サービス</b>	<b>5,185,279</b>	<b>4,540,354</b>	<b>644,925</b>						
訪問介護	677,114	616,346	60,768	13,974	11,961	2,013	164,248	142,698	21,550
訪問入浴介護	70,912	38,956	31,956	1,249	724	525	6,173	3,353	2,820
訪問看護	162,775	150,267	12,508	4,368	4,500	-132	26,824	33,111	-6,287
訪問リハビリテーション	53,211	20,399	32,812	1,847	685	1,162	15,235	4,319	10,916
通所介護	1,772,974	1,767,578	5,396	22,925	22,029	896	230,679	230,451	228
通所リハビリテーション	923,989	685,759	238,230	10,190	8,567	1,623	106,636	82,696	23,940
福祉用具貸与	325,900	305,665	20,235	21,695	21,523	172			
短期入所生活介護	432,428	313,928	118,500	5,668	4,696	972	50,905	38,628	12,277
短期入所療養施設(老健)	75,399	48,749	26,650	1,186	821	365	7,349	4,497	2,852
短期入所療養介護(療養型)	0	202	-202	0	7	-7	0	20	-20
居宅療養管理指導	20,646	25,094	-4,448	3,859	4,918	-1,059	3,859	8,947	-5,088
特定診療費	0	12	-12	0	0	0	0	0	0
居宅介護サービス計画	586,308	517,880	68,428	40,352	38,453	1,899			
福祉用具購入	18,381	12,757	5,624	528	400	128			
住宅改修	65,242	36,762	28,480	528	314	214			
<b>■施設サービス</b>	<b>7,864,368</b>	<b>7,688,277</b>	<b>176,091</b>						
介護老人福祉施設	2,725,131	2,567,911	157,220	11,511	10,622	889			
介護老人保健施設	4,576,271	4,555,119	21,152	17,133	16,677	456			
介護療養型医療施設	177,995	192,280	-14,285	511	568	-57			
特定診療費	12,746	15,912	-3,166	0	0	0			
特定施設入居者生活介護	326,304	330,582	-4,278	1,836	1,840	-4			
介護予防特定施設入居者生活介護	45,921	26,472	19,449	432	230	202			
<b>■地域密着型サービス</b>	<b>3,620,534</b>	<b>3,651,752</b>	<b>-31,218</b>						
認知症対応型共同生活介護	1,537,083	1,515,374	21,709	6,300	6,220	80			
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0			
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	0	1,521	-1,521	0	30	-30			
介護老人福祉施設入所者生活介護	802,323	807,820	-5,497	3,388	3,395	-7			
認知症対応型通所介護	78,012	87,734	-9,722	963	1,230	-267	6,900	5,709	1,191
小規模多機能型居宅介護	909,856	1,137,473	-227,617	5,760	6,915	-1,155			
定期巡回・随時対応型訪問サービス	24,822	101,831	-77,009	648	815	-167			
複合型サービス	268,438	0	268,438	1,717	0	1,717			
<b>■介護予防サービス</b>	<b>1,331,148</b>	<b>1,153,739</b>	<b>177,409</b>						
介護予防訪問介護	196,117	168,815	27,302	11,415	9,396	2,019			
介護予防訪問入浴介護	2,928	1,429	1,499	144	54	90	288	218	70
介護予防訪問看護	44,180	45,268	-1,088	1,292	1,633	-341	4,850	5,691	-841
介護予防訪問リハビリテーション	33,264	9,744	23,520	1,042	329	713	4,099	2,806	1,293
介護予防通所介護	517,152	450,143	67,009	14,853	12,807	2,046			
介護予防通所リハビリテーション	245,660	233,931	11,729	6,195	5,917	278			
介護予防福祉用具貸与	57,050	58,737	-1,687	9,794	11,336	-1,542			
介護予防短期入所生活介護	15,822	11,904	3,918	450	418	32	1,764	1,527	237
介護予防短期入所療養施設(老健)	930	1,664	-734	36	46	-10	96	136	-40
介護予防短期入所療養介護(療養型)	0	16	-16	0	1	-1	0	2	-2
介護予防居宅療養管理指導	4,267	1,778	2,489	839	350	489	540	506	34
特定診療費	0	3	-3	0	0	0	0	0	0
介護予防サービス計画	132,211	118,086	14,125	30,990	27,919	3,071			
福祉用具購入	11,964	7,405	4,559	504	309	195	0	112	-112
住宅改修	69,603	44,817	24,786	540	369	171	0	135	-135
<b>■介護予防地域密着型サービス</b>	<b>72,855</b>	<b>52,728</b>	<b>20,127</b>						
認知症対応型共同生活介護	16,713	3,031	13,682	72	16	56	0	3	-3
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	0	31	-31	0	1	-1	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	5,466	3,900	1,566	144	129	15	576	384	192
介護予防小規模多機能型居宅介護	50,676	45,766	4,910	865	744	121	0		
<b>■高額介護サービス費等</b>	<b>409,709</b>	<b>382,372</b>	<b>27,337</b>						
<b>■特定入所者介護サービス</b>	<b>897,684</b>	<b>861,112</b>	<b>36,572</b>						
<b>■その他</b>	<b>25,800</b>	<b>18,631</b>	<b>7,169</b>						
<b>□合計</b>	<b>19,407,377</b>	<b>18,348,964</b>	<b>1,058,412.6</b>						

## 第5期介護保険給付費の執行率

(単位:千円)

	計画	実績	執行率	計画との差
居宅サービス	5,185,279	4,540,354	88%	644,925
施設サービス	7,864,368	7,688,277	98%	176,091
地域密着型サービス	3,620,534	3,651,752	101%	-31,218
介護予防居宅サービス	1,331,148	1,153,739	87%	177,409
介護予防地域密着型サービス	72,855	52,728	72%	20,127
高額介護サービス費等	409,709	382,372	93%	27,337
特定入所者サービス費	897,684	861,112	96%	36,572
その他	25,800	18,631	72%	7,169
計	19,407,377	18,348,964	95%	1,058,413

## 認定者数推計





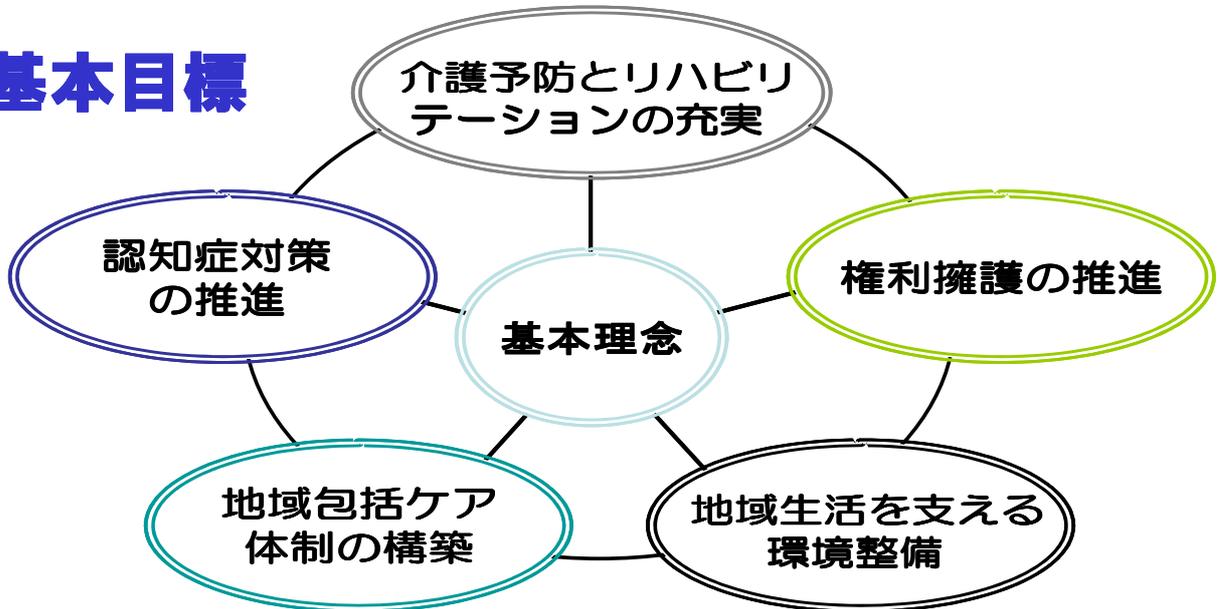
## **(2) 高齢者福祉計画の実績について**



# 基本理念（最大目標）

高齢者が住みなれた地域で支えあいながら、その人らしく自立したくらしを継続できる社会を実現する。

## 基本目標



## 第5期計画事業の主な成果①

### 1. 介護予防とリハビリテーション

評価項目		状況			
活動指標	生活アドバイス票発行数		H24	H25	H26
		目標値	5,800	6,300	6,800
		実績	9,437	10,028	10,975
		介護予防基本チェックリスト回収方法の変更により、アドバイス票発行数が増加した。チェックリストの結果から各種教室の参加数も増加している。			
成果指標	地域おたっしゃサークル参加率		H24	H25	H26
		目標値	9.5%	10%	10.5%
		実績	10.4%	9.9%	10.0%
		目標値にはわずかながら達成しなかったが、第5期中に5か所増加となった。特に閉じこもり予防型（サロン型）の増加が増え、地域での高齢者の参加の場づくりになっている。			

## 第5期計画事業の主な成果②

### 2. 認知症対策の推進

評価項目		状況			
活動指標	介護なんでも110番設置箇所数		H24	H25	H26
		目標値	28	29	31
		実績	30	30	33
		身近で気軽に相談できる場として、介護保険サービス事業所の協力を得て設置してきた。			
成果指標	認知症サポーター養成人数(累積人数)		H24	H25	H26
		目標値	2,000	2,200	2,400
		実績	2,277	2,718	3,250
		圏域毎でキャラバン・メイトが地域特性を考慮し企画・実施し目標値を超えた。今後も継続していくと共に、養成しただけでなく、パートナーとして、一緒に活動していくことを目指す。			

## 第5期計画事業の主な成果③

### 3. 地域包括ケア体制の構築

評価項目		状況			
活動指標	家族介護セミナーの実施回数		H24	H25	H26
		目標値	3	3	3
		実績	1	26	26
		運営推進会議の場を活用し、家族、地域の意見を聞き、地域の実情に合わせた内容で実施し、目標を達成できた。			
成果指標	地域見守りネットワーク形成済み数		H24	H25	H26
		目標値	1,000	1,100	1,200
		実績	889	978	2,911
		平成25年度より体制の見直しを行い、社会福祉協議会委託の「見守りネットワーク」と民生委員が活動していた「安心カード」を統合し、「地域見守りネットワーク」として1本化した。			

## 第5期計画事業の主な成果④

### 4. 権利擁護の推進

	評価項目	状況			
活動指標	虐待防止・権利擁護・悪徳商法に関する研修会の開催数(住民向け)		H24	H25	H26
		目標値	40	40	40
		実績	32	58	61
		地域福祉課、かが成年後見センターと連携し、様々な機会を通して研修会を実施してきた。			
成果指標	高齢者虐待事例支援件数		H24	H25	H26
		目標値	40	45	50
		実績	62	48	49
		地域包括支援センター内で虐待ケース検討会を週1回開催し、虐待リスクの共有、支援の方向性の確認をおこなっている。			

## 第5期計画事業の主な成果⑤

### 5. 地域生活を支える環境整備

	評価項目	状況			
活動指標	福祉避難所として利用可能な施設数		H24	H25	H26
		目標値	57	58	60
		実績	61	61	63
		24法人、63施設と協定した。			
成果指標	災害時要援護者支援個別プラン作整数		H24	H25	H26
		目標値	800	1,600	2,300
		実績	642	663	2,911
		【3. 地域包括ケア体制の構築】の成果指標にあるように一本化したことに加え、民生委員の協力や市から郵送する方法に変更し、登録数が増加した。			

## 第5期計画事業の主な成果⑥

### 評価項目にない新たな成果

	評価項目	状況
①	もの忘れ健診の実施(認知症予防事業)	平成24年度から医師会と検討を重ね、平成25年度から28医療機関にて試行的に実施。平成26年度からは、30医療機関にて実施した。
②	かかりつけ医と認知症専門医との連絡会や研修会	かかりつけ医等認知症対応力向上研修会を医師会と連携し、企画から一緒に検討し、実施した。2回の事例検討の研修会を行い、1回目は31名(うち医師6名)2回目は、32名(うち医師7名)の参加であった。
③	市町村認知症施策総合推進事業	地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を2名設置した。

## 第5期計画事業の主な成果⑦

### 評価項目にない新たな成果

	評価項目	状況
④	成年後見センターの設置	社会福祉協議会に成年後見センター(ほっこり)を平成25年度に設置。
⑤	加賀市在宅医療連携推進協議会の設立と検討会の実施	平成25年度に設立。地域包括ケア体制を構築するため、加賀市に必要な在宅医療の提供体制及び医療と介護との連携の推進について、多職種で検討する場として在宅医療推進検討会を実施。平成25年度は多職種意見交換会、市民アンケートの実施。平成26年度は、研修会、市民講演会等実施した。

## 1. 第5期計画事業における主な課題 (第6期に向けて取組むこと)

### ①介護予防の推進

- 健康づくりと介護予防の連携
- 二次予防事業対象者のフォロー体制

### ②権利擁護の推進

- 最期まで、自分の暮らしは自分で考えることの大切さの推進

### ③総合相談機能の充実

- 家族が介護疲れで疲弊してからの相談や本人の状態が悪化してからの相談が多く、早めに相談できる体制が必要。
- 世帯構成の複雑化があり他機関との連携が不可欠。

### ④認知症の人への支援体制の推進

- 認知症の予防と備えの取り組み
- 認知症の人が地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

## 2. 第5期計画事業における主な課題 (第6期に向けて取組むこと)

### ⑤生活を支える基盤の整備

- 各種福祉サービスの充実
- 交通手段の確保

### ⑥介護保険事業の健全運営

- 介護保険給付の適正化

### ⑦在宅医療連携の推進

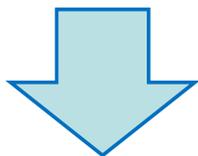
- 在宅で介護も医療も受け、安心して暮らしを送ることの推進

### ⑧見守り体制の強化

- 近所付き合いが希薄し、孤立化してしまう高齢者がいる中、日頃から声を掛け合える、関係構築が必要

### ⑨住民主体の活動支援

- 地域の人との地域ケア会議開催推進
- 地域のつながりを活かした支援



「地域で暮らす」「住民主体」を重視した、加賀市の地域包括ケアシステムの実現に向けた具体的な取り組みが必要である。

- 望む暮らしを本人主体で考える具体的な取り組みが必要である。
- これからは自分のこと、地域のことを本人自身や地域が考える必要がある。

### **(3) 第 6 期計画の取組みについて**

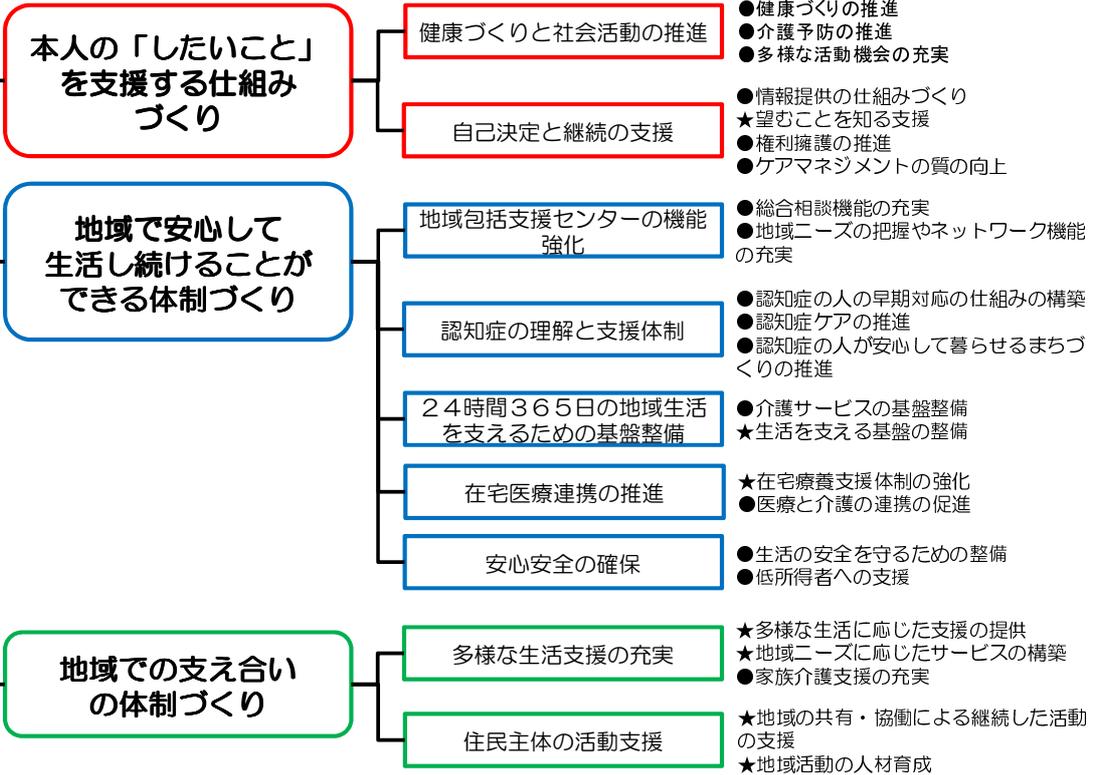


# 第6期計画の施策体系

高齢者が住みなれた地域で支えあいながら、その人らしく自立したくらしを継続できる社会を実現する。

6期 基本目標

6期 基本施策



★：第6期で主に新規の事業となる取り組み

基本目標

## 本人の「したいこと」を支援する仕組みづくり

「したいこと」を自分が知り、自分が決めて、自分で行うことを支援する仕組みを作る。

基本施策

### 1. 健康づくりと社会活動の推進

- ・若いときからの健康づくりや早期の介護予防に対する取り組み
- ・就労やボランティア活動、趣味活動等の生きがいつくりの活動機会の充実

### 2. 自己決定と継続の支援

- ・自分を客観的に見つめ、望むことを知るための支援
- ・権利侵害から守るための普及啓発
- ・本人の生活を中心に人や地域との関係性を保つケアマネジメント

## 地域で安心して生活し続ける ことができる体制づくり

たとえ認知症やどんな状態になっても、地域で暮らし続けることができる体制を作る。

### 1. 地域包括支援センターの機能強化

- 本人のニーズと地域の資源を繋げる総合相談機能の充実
- 地域ニーズの把握やネットワーク機能の充実

### 2. 認知症の理解と支援体制

- 認知症の人の早期対応の仕組みの構築
- 本人や家族の立場にたった認知症ケアの推進
- 認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの推進

### 3. 24時間365日の地域生活を支えるための 基盤整備

- 24時間365日の在宅生活を支える介護サービスの拡充
- 在宅生活を支える福祉サービスの提供
- 介護保険事業の適正化の推進

### 4. 在宅医療連携の推進

- 在宅で必要な医療が受けられる支援体制の強化
- 医療と介護が切れ目なく提供される連携の促進

### 5. 安心安全の確保

- 緊急時や災害時に安全を確保できる体制の整備
- 各種制度を利用した低所得者への支援

## 地域での支え合いの体制づくり

地域住民が自ら考え、安心して住み続けることができる地域のために、できることを考え取り組める体制を作る。

### 1. 多様な生活支援の充実

- 本人への支援が広がる働きかけや取り組みの推進
- 地域で個々のニーズに応じた生活支援サービスの構築
- 介護をしている家族に対して支え合える地域の推進

### 2. 住民主体の活動支援

- 互いに地域で暮らすことを支え合うまちづくりの推進
- 地域活動の担い手の育成

## 第6期計画における重点的取り組み①

### ●健康づくりと社会活動の推進

#### ◆介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者や虚弱高齢者に対して、状態像や意向に応じて、通所型サービス及び訪問型サービスを提供する。また、ケアマネジメントを通じ、現行通所介護、訪問介護の内容に留まらず、多様なサービスを組み合わせ、地域での暮らしの継続を支援する。検討会で意見を頂きながら、平成28年4月1日より事業を実施する。

### ●自己決定と継続の支援

#### ◆私の暮らし手帳

どんなふうに暮らしていきたいか、自身を振り返り考えてもらう機会として、現在の自分自身の基本情報や、自分の人生を振り返り書きとめておきたい事などを記入しておく。医療とのワーキンググループにおいて内容について検討し、私の暮らし手帳を作成する。地域福祉コーディネーターと連携しながら、地域での普及を行う。

## 第6期計画における重点的取り組み②

### ◆権利擁護庁内連絡会

虐待対応について、虐待者がだれであろうと、市として共通の対応ができことを目的とする。各課の虐待ケースに対し、随時に支援方針の確認、ケースに対する振り返り等を実施し、市としての虐待対応を検討する。虐待対応の研修も行う。

## ●地域包括支援センターの機能強化

### ◆地域包括支援センターのランチ

身近な地域でいつでも相談できる拠点や人材を配置した地域包括支援センターのランチを設置する。早期のかかわりによる予防的な支援、相談機能、緊急時の対応機能、必要時の生活支援機能、その他個々のケースに応じたマネジメント機能を有することにより地域の様々なニーズに対応する。第6期においては、16カ所の設置を目指し、実施事業所を公募して、委託する。

## 第6期計画における重点的取り組み③

### ◆地域包括支援センターのサブセンター

加賀市医療センターの院内に地域包括支援センターのサブセンターを設置する。市民の公的窓口の増設及び市内の医療機関における相談の集約を行い、医療と介護の連携強化と退院後の在宅支援強化を図る。

## ●認知症の理解と支援体制

### ◆認知症初期集中支援チーム

認知症の人やその家族に早期に関わるチーム（医師1名、専門職2名）を派遣し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。体制構築に向け、医療と連携した検討会を開催する。

## ●24時間365日の地域生活を支えるための基盤整備

### ◆生活支援サービス事業の構築

家族、近所または元気な高齢者による無償・有償の家事支援のマッチング体制の構築する。体制構築にあたり、検討会を開催する。生活支援を担う人材を育成するため研修を実施する。

## 第6期計画における重点的取り組み④

### ◆介護予防拠点の整備

地域密着型サービスの整備を行う場合は、介護予防拠点を併設する。既存の介護サービス事業所が、改修、増築、移転した場合や、地域住民活動の活性化が期待できる場合にも整備する。

※平成27年度には2カ所の整備を予定

### ◆小規模多機能型居宅介護の整備

国が示す小規模多機能型居宅介護の整備目標数に不足している圏域での整備を行う。整備にあたっては、圏域内の人口規模や既存事業所の設置数などを勘案し、整備区域を決定する。第6期においては、3カ所の整備を予定している。

⇒選定等について特定の事項として調査審議が必要な場合は、専門部会を置く

## 第6期計画における重点的取り組み⑤

### ●在宅医療連携の推進

#### ◆在宅医療・介護連携推進事業

医療・介護の専門職が連携を取りながら在宅で生活する高齢者等を支える状態を目指す。多職種協働の研修会を開催したり、在宅医療に関する市民の理解を広めるための講演会等を開催する。

### ●多様な生活支援の充実

#### ◆地域福祉コーディネーター構築事業

多様な地域資源と高齢者を繋ぐためのコーディネートだけでなく、個の支援を続けることで地域づくりに繋げていく。第6期においては、16カ所の設置を目指し、実施事業者を公募して、委託する。

### ●住民主体の活動支援

#### ◆地域ケア会議

個別のケア会議から地域の課題を把握し、その課題の解決につながるよう住民、事業者、行政が一緒に考える場の設定や継続的な支援により、互いに「地域で暮らす」ことを支え合うまちづくりを推進する。

## 加賀市地域密着型サービス整備部会設置要領（案）

平成 27 年 月 日  
加賀市健康福祉審議会長

（設置）

第 1 条 加賀市健康福祉審議会条例（平成 17 年加賀市条例第 119 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき高齢者分科会（条例第 7 条第 1 項に規定する高齢者分科会をいう。以下同じ）に、加賀市地域密着型サービス整備部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 部会は、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を高齢者分科会の会長に報告する。

- (1) 地域密着型サービスの整備方針に関すること
- (2) 地域密着型サービスの整備事業者の選定に関すること
- (3) 前項に掲げるもののほか、高齢者分科会の会長が必要と認める事項。

（組織）

第 3 条 部会は委員 4 人以内を持って組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、高齢者分科会の会長が指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 高齢者分科会委員

（任期）

第 4 条 委員の任期は、指名の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 部会に会長を置く。

2 会長は高齢者分科会の会長が指名する。

（会議）

第 6 条 会議は、高齢者分科会の会長が召集する。

（庶務）

第 7 条 部会の庶務は、市介護保険担当課において処理する。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、高齢者分科会の会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 27 年 月 日から施行し、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

根拠条例等抜粋

加賀市健康福祉審議会条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 119 号）

（専門部会）

第 9 条 分科会に、専門部会を置くことができる。

加賀市健康福祉審議会規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 62 号）

（専門部会）

第 4 条 条例第 9 条に規定する専門部会（以下「部会」という。）は、分科会の会長が特定の事項を調査審議するため必要と認めるときに、審議会の会長の同意を得て置くことができる。

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。